

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	山梨県中央市

中央市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 中央市産業建設部産業課
所在地 山梨県中央市臼井阿原301-1
電話番号 055-274-8561
FAX番号 055-274-1130
メールアドレス lg-sangyo@city.yamanashi-chuo.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ・アライグマ・ハクビシン・カラス
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	中央市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（R6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	野菜・果樹・いも類	230 千円	40a
ニホンジカ	野菜・果樹	75 千円	20a
ツキノワグマ	果樹	20 千円	0.5a
カラス	野菜	100 千円	10a
アライグマ	野菜・果樹	—	—
ハクビシン	野菜・果樹	—	—

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ 豊富地区において、6～10月の収穫期を中心に農作物の被害が発生している。農作物被害は減少しているものの、近年は住宅地での目撃情報が増加しており、人的被害の発生が懸念されている。</p> <p>○ニホンジカ・ツキノワグマ 豊富地区において、8月の果樹の収穫期を中心に農作物の被害が発生している。被害については減少傾向にあるが、目撃情報は概ね横ばいとなっている。 また、釜無川及び笛吹川河川敷におけるニホンジカの目撃情報があり、市街地への侵入や自動車との接触事故等による生活被害・人的被害が懸念されている。</p> <p>○カラス 市内全域で、年間を通じ農作物被害や生活被害が発生している。</p> <p>○アライグマ・ハクビシン 市内全域で、年間を通じ農作物被害や住居侵入による生活被害が発生している。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (R6年度)		目標値 (R10年度)	
	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
イノシシ	230	40	210	36
ニホンジカ	75	20	70	18
ツキノワグマ	20	0.5	18	0.4
カラス	100	10	90	10
アライグマ ハクビシン	目撃情報		発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える。	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 峡中地区猟友会豊富分会による管理捕獲及び有害捕獲事業を実施 ○ 箱わな(大・小)、くくりわなの購入及び貸出・設置 ○ 新規狩猟免許取得者への取得経費の助成 ○ 狩猟者の負担軽減を図るため発信機・受信機を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 捕獲従事者の高齢化、新規狩猟者の確保 ○ 捕獲個体の処理負担 ○ ねぐらとなる樹木等の伐採管理
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊富関原地区に防護柵の設置及び地元自治会による防護柵の定期的な点検 ○ 中央市鳥獣被害対策実施隊によるカラスの追払い活動 ○ 農家への電気柵導入補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣接地である豊富大鳥居地区への防護柵の延伸・設置 ○ 防護柵を設置できない水路等への対策
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業委員会と連携した適正な農地管理の指導 ○ 鳥獣被害対策に関する研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者の後継者不足や高齢化による耕作放棄地の増加 ○ 緩衝帯の設置、放任果樹の除去

(5) 今後の取組方針

本市における被害軽減のためには、防護柵等による農作物の被害防除、田畑に繰り返し出没する個体の捕獲、刈払いや餌場の除去等の里山環境を整備する取り組みを総合的に実施する必要がある。そのために、中央市有害鳥獣駆除対策協議会により、行政、JA、自治会、猟友会が連携を密に取り、一体となって被害防止対策に取り組む。

○防護柵・電気柵について

防護柵については、緩衝帯を設けるとともに、地元自治会による定期的な点検を行い、機能保全を図る。防護柵未設置地区については導入の検討を行う。電気柵については、設置を推進するとともに、導入経費の一部を補助する。

○追払い活動の実施

カラスについては、中央市鳥獣被害対策実施隊による駆除事業を強化する。また、被害防止のため、防鳥ネットや防鳥糸の普及を推進する。

○捕獲事業について

イノシシ・ニホンジカについては、山梨県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、管理捕獲を実施する。また、猟友会と連携し加害個体の捕獲を進める。アライグマ・ハクビシンについては、箱わなの貸出・設置を進め、捕獲強化を図る。

○狩猟者の確保

捕獲従事者確保のため、新規狩猟免許取得者の取得経費の一部を助成する。また、猟友会各分会間の協力体制の強化を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○イノシシ・ニホンジカについては、山梨県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、管理捕獲を猟友会に依頼し実施する。

○イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ・カラスについては、被害状況を勘察し、猟友会が随時捕獲を実施する。

○カラスについて、中央市鳥獣被害対策実施隊による追払い活動を実施する。

○アライグマ・ハクビシンについては、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、市（協議会）が箱わなを貸し出し、積極的な捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ カラス	捕獲に係る経費の軽減及び意欲の向上のため、活動に対する補助金や捕獲頭数に応じた報奨金を交付する。 新規狩猟免許取得者に対する取得経費の一部を助成する。
	イノシシ ニホンジカ アライグマ	補助事業を活用し、捕獲檻やくくりわな等の捕獲機材の整備を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ・ニホンジカについては、山梨県第二種特定鳥獣管理計画に基づき実施する特定鳥獣適正管理事業による捕獲計画数との調整を図り、過去の捕獲実績や農作物被害状況を勘案し設定する。
○カラス・ハクビシンについては、生息状況や被害状況を踏まえ、被害が拡大しないよう捕獲に努める。
○アライグマについては、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、積極的な捕獲に努める。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R8年度	R9年度	R10年度
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ニホンジカ	40頭	40頭	40頭
カラス アライグマ ハクビシン	被害状況に応じ、適宜捕獲を実施する。		
ツキノワグマ	被害状況に応じ、最小限の捕獲を実施する。		

捕獲等の取組内容
○イノシシ・ニホンジカについては、年間を通じ豊富地区において、銃器及びわなによる管理捕獲及び有害捕獲を実施する。 河川区域に生息しているニホンジカについては、くくりわなを活用し捕獲を行う。

○ツキノワグマについては、被害状況に応じドラム缶わなを使用して捕獲に努める。

○カラスについては、豊富地区において、春季（5～6月）を中心に銃器による追払い活動等の駆除を実施する。

○アライグマ・ハクビシンについては、市内全域で、被害場所及び目撃場所において箱わなによる捕獲を随時実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	アライグマ・ハクビシン

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R8年度	R9年度	R10年度
イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵未設置地区に関し、必要に応じ、導入の検討を行う。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R8年度	R9年度	R10年度
イノシシ	侵入防止柵（総延長6.1km）の点検・補修管理を地元自治会の協力の下実施する。		
イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵（総延長4.4km）の点検・補修管理を地元自治会の協力の下実施する。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

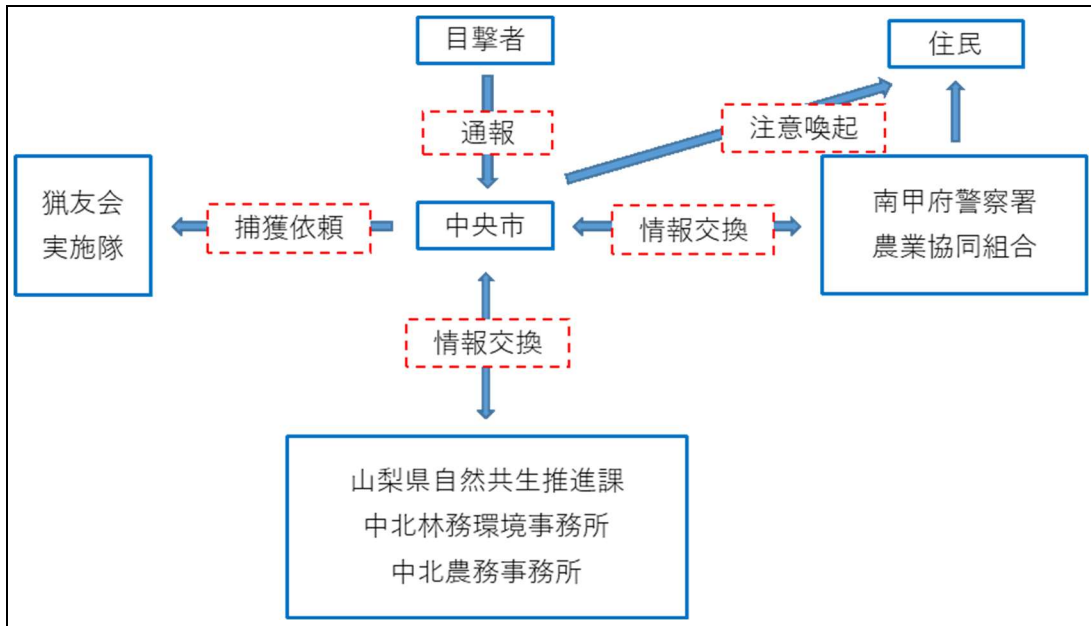
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ カラス アライグマ ハクビシン	○中央市有害鳥獣駆除対策協議会の開催 ○鳥獣被害対策研修会等への参加 ○電気柵の設置推進 ○放任果樹等の除去 ○耕作放棄地の解消

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山梨県自然共生推進課	関係機関への連絡調整 情報交換
中北林務環境事務所	
中北農務事務所	
中央市	関係機関への連絡調整 情報収集・情報交換 住民への注意喚起・安全確保 被害防止対策の実施 パトロール
南甲府警察署	住民の安全確保 パトロール
峡中地区猟友会豊富分会	捕獲等の実施 パトロール
峡中地区猟友会玉穂分会	
峡中地区猟友会田富分会	
中央市鳥獣被害対策実施隊	
山梨みらい農業協同組合	農業者への情報共有・安全確保の連絡
笛吹農業協同組合	

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- 山梨県管理捕獲実施要領及び山梨県有害鳥獣捕獲実施要領に基づき、捕獲後は適正に処理する。
- アライグマについては、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、炭酸ガスにより殺処分後焼却を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	中央市有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
中央市	協議会事務局、関係機関との連絡調整、被害情報の収集
笛吹農業協同組合	地域への周知、被害情報の収集 農業分野に関する技術的助言
中央市豊富地区自治会	地域への周知、被害情報の収集
峡中地区猟友会豊富分会	鳥獣捕獲の実施、有害鳥獣関連情報の収集
南甲府警察署豊富駐在所	地域への周知、安全確保
中央市農業委員会	地域への周知、被害情報の収集

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県自然共生推進課	被害防止施策に関する支援・助言
中北林務環境事務所	被害防止事業に関する支援・助言
中北農務事務所	
山梨県総合農業技術センター	被害防止対策に関する指導・助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年度 平成30年9月
活動内容 対象鳥獣の捕獲、駆除、追払いの実施
規模 市内猟友会員36人

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

その他被害防止施策の実施体制に関し必要な事項は、関係機関と連携し、維持・強化が図られるよう取り組む。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止施策の実施に関し必要な事項は、関係機関と連携し、被害対策の推進を図る。